

○仙台市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則

平成二四年三月二八日

仙台市規則第二四号

改正 平成二八年三月規則第一六号

平成二九年三月規則第二六号

平成三一年三月規則第五号

令和三年二月規則第五号

令和三年六月規則第五一号

令和四年三月規則第二〇号

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び仙台市特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成二十四年仙台市条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の認証を受けようとする者が条例第三条第一項の規定により提出する申請書は、別記様式第一号によるものとする。

- 2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(設立の認証申請等に係る書類の縦覧)

第三条 法第十条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧の提供は、市民局市民活躍推進部市民協働推進課において、月曜日から金曜日まで(仙台市の休日を定める条例(平成元年仙台市条例第六十一号)第一条第一項各号に掲げる日に当たる日を除く。)の午前九時から午後五時までの間に行うものとする。

- 2 市長は、特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する縦覧の時間を短縮し、又は臨時に縦覧の提供を行わないこととすることができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を同項に規定する縦覧の場所に掲示するものとする。
- 3 縦覧に供する書類は、第一項に規定する場所以外に持ち出すことができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 縦覧に供する書類は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 5 前二項の規定に違反する者に対しては、市長は、縦覧を中止させ、又は禁止することが

できる。

(平二八、三・改正)

(縦覧期間中の補正)

第四条 法第十条第四項の規定による補正は、別記様式第二号の補正書を市長に提出して行うものとする。

2 前項の補正書には、補正後の条例第三条第一項の申請書又は法第十条第一項各号に掲げる書類を添付するものとする。

3 前項の規定により添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(令三、六・改正)

(設立登記の届出)

第五条 法第十三条第二項の規定による届出は、同項に規定する書類を添付した別記様式第三号の届出書によるものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録にはその副本一通を、それぞれ添えるものとする。

(役員の変更等の届出)

第六条 条例第六条第一項の届出書は、別記様式第四号によるものとする。

2 前項の届出書に添付する役員名簿には、副本一通を添えるものとする。

(定款の変更の認証申請)

第七条 条例第七条の申請書は、別記様式第五号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第二十五条第四項の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第十条第一項第二号イに掲げる書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

3 第四条の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第十条第四項の規定による補正について準用する。この場合において、第四条第二項中「条例第三条第一項」とあるのは「条例第七条第一項」と、「又は法第十条第一項各号に掲げる書類」とあるのは「、法第二十五条第四項に規定する書類又は法第二十六条第二項に規定する書類」と、同条第三項中「法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるもの」とあるのは「法第二十五条第四項の変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第十条第一項第二号イに掲げる書類」と読み替えるものとする。

(令三、六・改正)

(定款の変更の届出)

第八条 条例第八条の届出書は、別記様式第六号によるものとする。

- 2 前項の届出書に添付する書類のうち、法第二十五条第六項の変更後の定款には、副本一通を添えるものとする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第九条 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出は、別記様式第七号の提出書を添付して行うものとする。

- 2 前項の登記事項証明書には、当該登記事項証明書の写し一通を添えるものとする。

(事業報告書等の提出)

第十条 条例第九条第二項の規定による事業報告書等の提出は、別記様式第八号の提出書を添付して行うものとする。

- 2 前項の事業報告書等には、当該事業報告書等の副本一通を添えるものとする。

(事業報告書等の公開)

第十一条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写は、市民局市民活躍推進部市民協働推進課において、月曜日から金曜日まで（仙台市の休日を定める条例第一条第一項各号に掲げる日に当たる日を除く。）の午前九時から午後五時までの間に行うものとする。

- 2 市長は、特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する閲覧若しくは謄写の時間を短縮し、又は臨時に閲覧若しくは謄写を行わないこととすることができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を同項に規定する閲覧又は謄写の場所に掲示するものとする。
- 3 閲覧又は謄写に供する書類は、第一項に規定する場所以外に持ち出すことができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 閲覧又は謄写に供する書類は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 5 前二項の規定に違反する者に対しては、市長は、閲覧又は謄写を中止させ、又は禁止することができる。

(平二八、三・改正)

(成功の不能による解散の認定申請)

第十二条 条例第十一条の申請書は、別記様式第九号によるものとする。

(解散等の届出)

第十三条 条例第十二条第一項の届出書は、別記様式第十号によるものとする。

2 条例第十二条第二項の届出書は、別記様式第十一号によるものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第十四条 条例第十三条の申請書は、別記様式第十二号によるものとする。

(清算終了の届出)

第十五条 条例第十四条の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。

(合併の認証申請)

第十六条 法第三十四条第三項の認証を受けようとする者が条例第三条第一項の規定により提出する申請書は、別記様式第十四号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

3 第四条の規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第四項の規定による補正について準用する。

(令三、六・改正)

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第十七条 法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。

(合併登記の完了の届出)

第十八条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出は、別記様式第十五号の届出書によるものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録にはその副本一通を、それぞれ添えるものとする。

(検査の際の身分証明書)

第十九条 法第四十一条第三項(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)の証明書は、別記様式第十六号によるものとする。

(認定特定非営利活動法人の認定申請)

第二十条 条例第十五条の申請書は、別記様式第十七号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類(法第四十四条第二項第一号に掲げる書類を除く。)には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新申請)

第二十一条 条例第十六条の申請書は、別記様式第十八号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第二十二条 法第五十三条第一項の規定による届出は、別記様式第十九号の届出書によるものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第二十三条 条例第十八条第一項の規定による書類の提出は、別記様式第二十号の提出書を添付して行うものとする。

2 条例第十八条第二項の規定による書類の提出は、別記様式第二十一号の提出書を添付して行うものとする。

3 前二項に規定する提出書には、それぞれこれらに規定する書類の副本一通を添えるものとする。

(平二九、三・令三、六・改正)

(役員報酬規程等の公開)

第二十四条 第十一条の規定は、条例第十九条の規定による閲覧又は謄写について準用する。

(特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請)

第二十五条 条例第二十条の申請書は、別記様式第二十二号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(平二九、三・改正)

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第二十六条 第二十二条から第二十四条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第二十二条中「法第五十三条第一項」とあるのは「法第六十二条において準用する法第五十三条第一項」と、第二十三条第一項及び第二項中「条例第十八条」とあるのは「条例第二十一条において準用する条例第十八条」と、第二十四条中「条例第十九条」とあるのは「条例第二十一条において準用する条例第十九条」と読み替えるものとする。

(平二九、三・令三、六・改正)

(合併の認定の申請)

第二十七条 条例第二十二条第一項及び第二項の申請書は、別記様式第二十三号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類(法第四十四条第二項第一号に掲げる書類を除く。)には、

それぞれ副本一通を添えるものとする。

(平二九、三・改正)

(電磁的記録による備置きの方法等)

第二十八条 条例第二十三条第四項に規定する電磁的記録の備置きは、次の各号に定める方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法
  - 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法
- 2 特定非営利活動法人が、前項の規定による電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明りょうかつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び当該事項が記載された書面を作成することができなければならない。
- 3 条例第二十三条第四項に規定する電磁的記録の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は磁気ディスク等をもって調製して行わなければならない。
- 4 条例第二十三条第四項に規定する電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧の提供は、当該電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置かれた電子計算機の映像の画面に表示し、又は当該電子計算機から出力された紙面に表示して行わなければならない。

(雑則)

第二十九条 法、条例及びこの規則の規定により市長に対して提出する書類の用紙の大きさは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に定める日本産業規格A列四番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

(平三一、三・改正)

(実施細目)

第三十条 この規則の実施細目は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平二八、三・改正）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平二九、三・改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（様式に係る経過措置）

2 改正後の様式第二十号は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（平三一、三・改正）

この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

附 則（令三、二・改正）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令三、六・改正）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の様式第二十号は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（令四、三・改正）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

申請者 住所又は居所  
氏名  
電話番号

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名(ふりがな)
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

上記3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

申請者 住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

電話番号

補正書

年 月 日に申請した [ ]  
について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、下記の補正について、関係書類を添えて申し立てます。

記

1 補正の内容

| 補正前 | 補正後 |
|-----|-----|
|     |     |

2 補正の理由

(備考)

1 [ ]の部分には、申請書の場合は、その申請書の名称(「設立認証申請書」等)を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言(「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等)を記載すること。

2 上記1には、補正する箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

| 変更年月日 | 変更事項 | 役名 | ふりがな<br>氏名 | 住所又は居所 |
|-------|------|----|------------|--------|
|       |      |    |            |        |

(備考)

- 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(又は居所)の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」の欄には、条例第3条第2項各号に掲げる書面(住民票の写し等)によって証された住所又は居所を記載すること。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

| 現行(旧) | 変更後(新) | 備考 |
|-------|--------|----|
|       |        |    |

2 変更の理由

(備考)

上記1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。併せて、変更しようとする時期を定めている場合には、その旨を「備考」の欄に記載すること。

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

| 変更前(旧) | 変更後(新) | 変更時期 |
|--------|--------|------|
|        |        |      |

2 変更の理由

(備考)

上記1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を提出します。

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

事業報告書等提出書

前事業年度( 年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について、  
特定非営利活動促進法第29条の規定により、別添のとおり提出します。

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

#### 解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、当該事由を証する書面を添えて申請します。

#### 記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

様式第10号(第13条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
清算人の住所又は居所  
清算人の氏名  
電話番号

#### 解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第( )号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて届け出ます。

#### 記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

( )の部分には、解散の事由の区分に応じて、「1」「2」「4」又は「6」を記載すること。

様式第11号(第13条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
清算人の住所又は居所  
清算人の氏名  
電話番号

清算人就任届出書

下記のとおり解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

様式第12号(第14条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
清算人の住所又は居所  
清算人の氏名  
電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

上記2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

様式第13号(第15条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
清算人の住所又は居所  
清算人の氏名  
電話番号

清算終了届出書

解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて届け出ます。

様式第14号(第16条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

- (甲) 主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号
- (乙) 主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 ( )特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名(ふりがな)
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

- 1 ( )の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記載すること。
- 2 上記3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。

様式第15号(第18条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(表面)

|   |
|---|
| 第 号   |
| 身 分 証 明 書   |
| 所 属<br>職 名<br>氏 名   |
| 上記の者は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第41条第1項及び第64条第1項の規定に基づき、検査を行う職員であることを証明します。 |
| 年 月 日交付   |
| 仙台市長 ○○○○ 印   |

(縦5.5センチメートル, 横9センチメートル)

(裏面)

|  |
|--|
| 特定非営利活動促進法抜粋   |
| (報告及び検査)   |
| 第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。        |
| 2 (省略)   |
| 3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。   |
| 4 (省略)   |
| (報告及び検査)   |
| 第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 |
| 2~6 (省略)   |
| 7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。   |

様式第17号(第20条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所の  
所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

|  |  |    |
|--|--|----|
| 設 立 年 月 日  | 年 月 日  |    |
| 事 業 年 度  | 月 日から 月 日まで  |    |
| 過 去 の 認 定 の 有 無<br>(過去の認定の有効期間)<br>(過去に認定した所轄庁)      | 有 ・ 無<br>( 年 月 日から 年 月 日まで )<br>( )  |    |
| 過 去 の 特 例 認 定 の 有 無<br>(特例認定を受けた日)<br>(過去に特例認定した所轄庁) | 有 ・ 無<br>( 年 月 日 )<br>( )  |    |
| 認 定 取 消 の 有 無<br>(取 消 日)<br>(取り消した所轄庁)               | 有 ・ 無<br>( 年 月 日 )<br>( )  |    |
| 特 例 認 定 取 消 の 有 無<br>(取 消 日)<br>(取り消した所轄庁)           | 有 ・ 無<br>( 年 月 日 )<br>( )  |    |
| 本申請において適用する<br>パブリックサポートテスト基準                        | <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 絶対値基準<br><input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 条例個別指定基準 |    |
| (現に行っている事業の概要)                                       |  |    |
| その他の事務所の所在地  | 左記の事務所の<br>責任者の氏名  | 役職 |
| 電話番号   |  |    |

(備考)

- 1 「パブリックサポートテスト基準」とは、法第45条第1項第1号に規定する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。
- 2 「相対値基準・原則」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合を除く。)をいう。
- 3 「相対値基準・小規模法人」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合に限る。)をいう。
- 4 「絶対値基準」とは、法第45条第1項第1号ロに掲げる基準をいう。
- 5 「条例個別指定基準」とは、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準をいう。

様式第18号(第21条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所の  
所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

特定非営利活動促進法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

|                               |  |    |
|-------------------------------|--|----|
| 事業年度                          | 月 日から 月 日まで  |    |
| 認定の有効期間                       | 年 月 日から 年 月 日まで  |    |
| 認定の有効期間の満了日の<br>6 月 前 の 日     | 年 月 日  |    |
| 認定の有効期間の満了日の<br>3 月 前 の 日     | 年 月 日  |    |
| 本申請において適用する<br>パブリックサポートテスト基準 | <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 絶対値基準<br><input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 条例個別指定基準 |    |
| (現に行っている事業の概要)                |  |    |
| その他の事務所の所在地                   | 左記の事務所の<br>責任者の氏名  | 役職 |
| 電話番号                          |  |    |

(備考)

- 1 「パブリックサポートテスト基準」とは、法第45条第1項第1号に規定する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。
- 2 「相対値基準・原則」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合を除く。)をいう。

- 3 「相対値基準・小規模法人」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合に限る。)をいう。
- 4 「絶対値基準」とは、法第45条第1項第1号ロに掲げる基準をいう。
- 5 「条例個別指定基準」とは、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準をいう。

様式第19号(第22条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

代表者変更届出書

下記のとおり代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。

記

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 認定(特例認定)の有効期間       | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 変 更 年 月 日           | 年 月 日           |
| 変 更 前 の 代 表 者 の 氏 名 |                 |
| 変 更 後 の 代 表 者 の 氏 名 |                 |

（あて先）仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

役員報酬規程等提出書

下記に掲げる書類について、特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

| 認定（特例認定）の有効期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
|---|-----------------|
| 事業年度  | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 提出する書類  |                 |
| 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程   | チェック欄           |
| 提出しない場合   |                 |
| 最後に役員報酬規程を提出した事業年度（           年度）   |                 |
| 最後に職員給与規程を提出した事業年度（           年度）   |                 |
| 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。）                                   |                 |
| (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項  |                 |
| (2) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項<br>ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引<br>イ 役員等との取引              |                 |
| (3) 寄附者（当該認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定（特例認定）特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 |                 |
| (4) 役員等に対する報酬又は給与の状況<br>ア 役員等に対する報酬又は給与の支給（イを除く。）<br>イ 給与を得た職員の総数及び総額   |                 |
| (5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日  |                 |
| (6) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日  |                 |
| 3 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類  |                 |

様式第21号(第23条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
その他の事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

助成金支給実績提出書

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、助成の実績を記載した書類を提出します。

記

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 認定(特例認定)年月日    | 年 月 日           |
| 認定(特例認定)の有効期間  | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 提出する書類         | チェック欄           |
| 1 助成の実績を記載した書類 |                 |

様式第22号(第25条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

|                     |                   |    |
|---------------------|-------------------|----|
| 設 立 年 月 日           | 年 月 日             |    |
| 事 業 年 度             | 月 日から 月 日まで       |    |
| 過 去 の 認 定 の 有 無     | 有 ・ 無             |    |
| 過 去 の 特 例 認 定 の 有 無 | 有 ・ 無             |    |
| (現に行っている事業の概要)      |                   |    |
| その他の事務所の所在地         | 左記の事務所の<br>責任者の氏名 | 役職 |
| 電話番号                |                   |    |

様式第23号(第27条関係)

年 月 日

(あて先)仙台市長

主たる事務所  
の所在地  
法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

合併の認定を受けるための申請書

特定非営利活動促進法第63条〔第1項・第2項〕の合併の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

|   |  |               |   |
|---|--|---------------|---|
| 認定(特例認定)年月日                                       | 年 月 日  |               |   |
| 認定(特例認定)の有効期間                                     | 年 月 日から 年 月 日まで  |               |   |
| 事業年度  | 月 日から 月 日まで  |               |   |
| 法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準                  | <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 絶対値基準<br><input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 条例個別指定基準 |               |   |
| 法人の名称   | 主たる事務所の所在地   | 現に行っている事業の概要  | 区分  |
| 合併後存続する法人の名称<br>又は合併によって設立する法人の名称<br><br>(代表者の氏名) | 電話番号   |               | <input type="checkbox"/> 認定<br><input type="checkbox"/> 特例認定<br><input type="checkbox"/> 上記以外 |
| 合併によって消滅する法人の名称<br><br>(代表者の氏名)                   | 電話番号   |               | <input type="checkbox"/> 認定<br><input type="checkbox"/> 特例認定<br><input type="checkbox"/> 上記以外 |
| 合併によって消滅する法人の名称<br><br>(代表者の氏名)                   | 電話番号   |               | <input type="checkbox"/> 認定<br><input type="checkbox"/> 特例認定<br><input type="checkbox"/> 上記以外 |
| 法人の名称   | その他の事務所の所在地  | 左記の事務所の責任者の氏名 | 役職  |
|   | 電話番号   |               |   |
|   | 電話番号   |               |   |

(備考)

- 1 [ ]の部分には、該当するものに○を付けること。
- 2 「パブリックサポートテスト基準」とは、法第45条第1項第1号に規定する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。
- 3 「相対値基準・原則」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合を除く。)をいう。
- 4 「相対値基準・小規模法人」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合に限る。)をいう。
- 5 「絶対値基準」とは、法第45条第1項第1号ロに掲げる基準をいう。
- 6 「条例個別指定基準」とは、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準をいう。

様式第1号 (第2条関係)

(令3, 2・改正)

様式第2号 (第4条関係)

(令3, 2・令3, 6・改正)

様式第3号 (第5条関係)

(令3, 2・改正)

様式第4号 (第6条関係)

(令3, 2・改正)

様式第5号 (第7条関係)

(令3, 2・改正)

様式第6号 (第8条関係)

(令3, 2・改正)

様式第7号 (第9条関係)

(令3, 2・改正)

様式第8号 (第10条関係)

(令3, 2・改正)

様式第9号 (第12条関係)

(令3, 2・改正)

様式第10号 (第13条関係)

(令3, 2・改正)

様式第11号 (第13条関係)

(令3, 2・改正)

様式第12号 (第14条関係)

(令3, 2・改正)

様式第13号 (第15条関係)

(令3, 2・改正)

様式第14号 (第16条関係)

(令3, 2・改正)

様式第15号 (第18条関係)

(令3, 2・改正)

様式第16号 (第19条関係)

(平29, 3・改正)

様式第17号 (第20条関係)

(平29, 3, 令3, 2・改正)

様式第18号 (第21条関係)

(令3, 2・改正)

様式第19号 (第22条関係)

(平29, 3, 令3, 2・改正)

様式第20号 (第23条関係)

(令3, 6・全改)

様式第21号 (第23条関係)

(平29, 3, 令3, 2・令3, 6・改正)

様式第22号 (第25条関係)

(平29, 3・旧様式第23号繰上・改正, 令3, 2・改正)

様式第23号 (第27条関係)

(平29, 3・旧様式第24号繰上・改正, 令3, 2・改正)